

第102号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

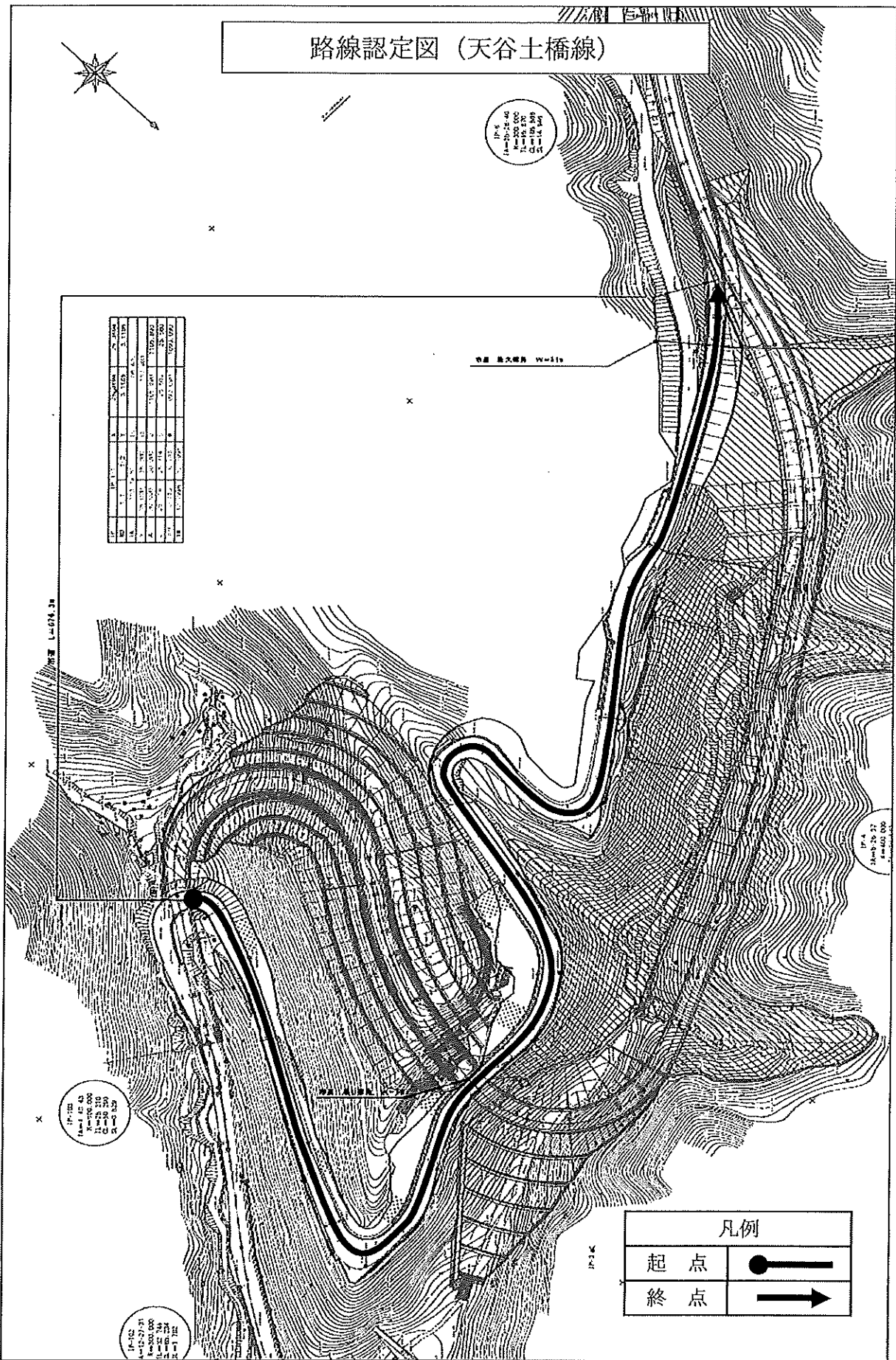
整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	主な 経過地
1	天谷土橋線	豊岡市但東町天谷字土橋 28 番 65 地先 豊岡市但東町天谷字土橋 28 番 15 地先	

(参考)

(単位：m)

整理 番号	地区名	路線名	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地
1	但東町天谷	天谷土橋線	676.3	5.0	31.0	

路線認定図 (天谷土橋線)



区間	距離 (m)	平均勾配 (%)	最大勾配 (%)
1区	1,234	2.5	8.5
2区	1,567	3.2	9.1
3区	1,890	4.1	10.2
4区	2,123	5.0	11.3
5区	2,456	6.0	12.4
6区	2,789	7.1	13.5
7区	3,123	8.2	14.6
8区	3,456	9.3	15.7
9区	3,789	10.4	16.8
10区	4,123	11.5	17.9
11区	4,456	12.6	19.0
12区	4,789	13.7	20.1
13区	5,123	14.8	21.2
14区	5,456	15.9	22.3
15区	5,789	17.0	23.4
16区	6,123	18.1	24.5
17区	6,456	19.2	25.6
18区	6,789	20.3	26.7
19区	7,123	21.4	27.8
20区	7,456	22.5	28.9
21区	7,789	23.6	30.0
22区	8,123	24.7	31.1
23区	8,456	25.8	32.2
24区	8,789	26.9	33.3
25区	9,123	28.0	34.4
26区	9,456	29.1	35.5
27区	9,789	30.2	36.6
28区	10,123	31.3	37.7
29区	10,456	32.4	38.8
30区	10,789	33.5	39.9
31区	11,123	34.6	41.0
32区	11,456	35.7	42.1
33区	11,789	36.8	43.2
34区	12,123	37.9	44.3
35区	12,456	39.0	45.4
36区	12,789	40.1	46.5
37区	13,123	41.2	47.6
38区	13,456	42.3	48.7
39区	13,789	43.4	49.8
40区	14,123	44.5	50.9
41区	14,456	45.6	52.0
42区	14,789	46.7	53.1
43区	15,123	47.8	54.2
44区	15,456	48.9	55.3
45区	15,789	50.0	56.4
46区	16,123	51.1	57.5
47区	16,456	52.2	58.6
48区	16,789	53.3	59.7
49区	17,123	54.4	60.8
50区	17,456	55.5	61.9
51区	17,789	56.6	63.0
52区	18,123	57.7	64.1
53区	18,456	58.8	65.2
54区	18,789	59.9	66.3
55区	19,123	61.0	67.4
56区	19,456	62.1	68.5
57区	19,789	63.2	69.6
58区	20,123	64.3	70.7
59区	20,456	65.4	71.8
60区	20,789	66.5	72.9
61区	21,123	67.6	74.0
62区	21,456	68.7	75.1
63区	21,789	69.8	76.2
64区	22,123	70.9	77.3
65区	22,456	72.0	78.4
66区	22,789	73.1	79.5
67区	23,123	74.2	80.6
68区	23,456	75.3	81.7
69区	23,789	76.4	82.8
70区	24,123	77.5	83.9
71区	24,456	78.6	85.0
72区	24,789	79.7	86.1
73区	25,123	80.8	87.2
74区	25,456	81.9	88.3
75区	25,789	83.0	89.4
76区	26,123	84.1	90.5
77区	26,456	85.2	91.6
78区	26,789	86.3	92.7
79区	27,123	87.4	93.8
80区	27,456	88.5	94.9
81区	27,789	89.6	96.0
82区	28,123	90.7	97.1
83区	28,456	91.8	98.2
84区	28,789	92.9	99.3
85区	29,123	94.0	100.4
86区	29,456	95.1	101.5
87区	29,789	96.2	102.6
88区	30,123	97.3	103.7
89区	30,456	98.4	104.8
90区	30,789	99.5	105.9
91区	31,123	100.6	107.0
92区	31,456	101.7	108.1
93区	31,789	102.8	109.2
94区	32,123	103.9	110.3
95区	32,456	105.0	111.4
96区	32,789	106.1	112.5
97区	33,123	107.2	113.6
98区	33,456	108.3	114.7
99区	33,789	109.4	115.8
100区	34,123	110.5	116.9

凡例	
起 点	● —————
終 点	—————>

第103号議案

豊岡市立日高農林産物加工研修所の指定管理者の指定について

豊岡市立日高農林産物加工研修所の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立日高農林産物加工研修所
- 2 団体等の名称 株式会社 日高振興公社
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立日高農林産物加工研修所

(2) 所在地

豊岡市日高町岩中 102 番地の 1

(3) 設置目的

農家の就業の確保、地域農林産物の加工及び加工品販売による農家所得の増大並びに農業者の生産意欲の向上を図り、農業及び地域の活性化を推進する。

(4) 施設概要

竣工 昭和 63 年 3 月

建物概要 木造・平屋建 206.48 m²

主な施設 作業場、麴室、資材倉庫、学習室

2 管理業務の内容

- (1) 加工研修所の使用及びその制限に関する業務
- (2) 加工研修所の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 日高振興公社

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野 59 番地の 13

(3) 代表者の氏名

代表取締役 岡森 且哉

(4) 設立年月日

平成 6 年 4 月 28 日

(5) 職員数

28 名

(6) 主な事業又は活動

道の駅「神鍋高原」、日高農林漁業体験実習館、神鍋温泉ゆとろぎ、日高農林産物加工研修所の管理運営 など

第104号議案

訴えの提起について

出石庁舎駐車場用地である「豊岡市出石町内町字内町30番1 137.75㎡」及び市道用地である「豊岡市出石町内町字内町30番2 6.61㎡」に関して、登記名義人の相続財産管理人である相手方に対し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを求めて訴えを提起しようとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年11月29日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

1 訴訟の相手方

被相続人亡 [REDACTED] 相続財産管理人 [REDACTED]

2 出訴の要旨

- (1) 合併前の旧出石町は、「豊岡市出石町内町字内町30番1 137.75㎡」及び「豊岡市出石町内町字内町30番2 6.61㎡」に関し、財産台帳に登載し、それぞれ昭和18年12月26日竣工の弘道国民学校（旧弘道小学校）用地及び町道用地として占有を開始した。
- (2) その後、旧出石町は占有を継続し、昭和38年12月26日には20年が経過、さらに平成3年6月17日の弘道小学校の新築移転後は、その跡地に平成5年2月28日、旧出石町の新庁舎が竣工し、現在においても、旧出石町を承継した市が出石庁舎駐車場用地及び市道の用地として占有している。
- (3) 当該用地は、当時買収により旧出石町が取得したが、何らかの事情により所有権移転登記が未了であると認識している。
- (4) 市は、本来、売買を原因とする所有権移転登記手続きを求めるべきところ、本件については、相手方に対して、時効を援用し、同土地につき、所有権に基づき、昭和18年12月26日時効取得を原因とする所有権移転登記手続きを求める訴えを提起しようとするものである。

3 訴訟に関する取扱い

控訴、上告、和解等この訴訟に関するすべての事項の実施については、市長に一任する。